

令和 8 年度第 2 回（第 7 4 回） 外務省契約監視委員会
議 事 概 要

開催日及び場所	令和 8 年 7 月 1 4 日（火） 於：外務省中央 6 6 9 号会議室		
委 員	委 員 長 中谷 和弘 委 員 三笥 裕、宮本 和之、門伝 明子、増井 良啓		
抽出案件		（備考） 審査対象： 令和 7 年度第 4 四半期 リモート開催	
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	4/13 件		
一般競争方式（上記以外）	0/39 件		
指名競争方式	0/1 件		
企画競争に基づく随意契約方式	1/4 件		
公募に基づく随意契約方式	0/0 件		
その他の随意契約方式	5/41 件		
合 計		98 件	
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	意 見 ・ 質 問		回 答
	別紙のとおり。		別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		
その他	会計課調達官から「令和 7 年度外務省調達改善計画自己評価」について言及し、各委員より了承を得られた。		

委員	外務省
1 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし） 2 指名停止等の運用状況 （特段の意見なし） 3 再度入札における一位不動状況 （特段の意見なし） 4 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見なし） 5 抽出案件の審議 ①－２：「配線工事及び電源工事用物品等」の購入 ○ 落札率が３８．５％と低くなっているが理由如何。 ○ A者B者は本契約事業者ではない別の事業者か。また、見積段階の金額より低くなっているが、その金額での実施は可能となったのか。 ○ 物品調達において、外務省では特定の国の製造品を排除する指定を行っているのか。 ○ 予定価格は二者のみからの参考見積で平均値を取っており、配線工事は容易に積算が可能なイメージがあるが、他の事業者では対応が難しいのか。	● 特殊な区画内での作業となるため、実績を有する事業者が少なく、多数の事業者からの見積書を取得することができなかった。予定価格作成のための参考見積取得に当たっては、過去同様の案件において調達実績のある複数の事業者に声がけを行った。 ● 一方は本契約事業者である。また、金額については、ご理解のとおり。 ● 国家サイバー統括室（NCO）に製品リストを送付し、問題ないとのアドバイスを受けている。IT機器については、政府のサプライチェーンリスクに関する方針に従い調達を進めている。 ● 特殊な区画内での配線工事であったため、履行可能な事業者が限られた。

委員	外務省
①－５：「外務省情報ネットワーク・LANシステムの更改に係るL2L1システム用機器等の賃貸借・保守」業務委嘱 ○ 今回LANシステムの更改に伴い複数の契約をしているが、その全てを本契約事業者が落札し、中でも一番高額なシステム用機器等の賃貸借・保守は一者応札であったが、他事業者の入札の可能性について確認したか。 ○ 今回契約を分割して調達したとのことだが、専門家に効率的な分割方法のアドバイスを求めたのか。 ○ 本案件は一者応札で、予定価格が１億４，０００万円、契約金額が１億２，５００万円とのことだが、これは１か月分の金額か。その場合、令和８年度以降の契約はどのようになり、契約の満了はいつか。合計金額は如何ほどの案件か。 ○ 表示上は１億２，５００万円の案件のようであるが、実は７０億円超の案件で、それが一者応札になってしまったということか。 ○ 多数の物品の調達とのことだが、特殊な物品なのか。７０億円規模の案件であれば、入札希望者は大手企業が中心になると思料するが、入札希望者が少ないのはリードタイムが短すぎたためではないか。 ○ １億円の案件ではなく、７０億円規模の案件で一者応札となったことは如何なものか。ネットワークLANシステムの賃貸借・保守について、国内で一者以外は履行不可能ということは考えにくい。元の見積に比べて安価とはなっているが、案件が大きくなった時には一者応札とならないよう留意いただきたい。	● 物品調達契約と役務契約を可能な限り分割して入札を行ったが、結果的にLANシステムの更改に係る全ての案件を本契約事業者が落札した。一方で右以外のソフトウェアのライセンスやサポートなどについては、他の事業者が落札している。 LANシステムの更改についてはL3システムとL2L1システムを分けて調達しており、本案件はL2L1システムの本省分のハードウェア、ソフトウェア、賃貸借・保守ということで、機器自体が高額であり、数年にわたる契約である。また、入札説明会には三者が参加しているが、入札に参加したのは本契約事業者のみである。残りの二者に入札辞退の理由を聴取したところ、納入品の種類及び量が多いこと及び一部の機器には保守及び役務が含まれていることから、確実に履行することが不可能と判断し、応札しなかったとのことであった。 ● 然り。今回は高額な調達案件であることから、外部のマネジメント会社に委託し、どういった仕様にするか等につきアドバイスを受けるとともに、外務省PMO（ポートフォリオマネジメントオフィス）からもアドバイスを受けた。物品と役務を一括調達すると参加可能な事業者が限定されるため、分離調達とすべきとの助言に基づき、調達を進めた。 ● 本契約は１か月分で、それ以降は法令の変更等が生じない限り、契約期間中は同額の月額単価が維持される。契約満了は令和１３年２月で、契約期間は通算６０か月、合計金額は７５億円である。 ● 然り。 ● リードタイムについては、入札説明会や質問受付を行い、検討の時間も十分確保していたが、契約から納品までの期間が短いとの指摘があり、反省すべき点と認識している。 ● ご指摘を踏まえ、今後はできるだけ準備期間を長く設定し、特に金額の大きい案件については配慮して調達を進める。

委員	外務省
○ 契約の相手方はA者B者との三者契約で、賃貸借だからリース会社のB者と契約するのは、不自然ではないが、仕様書には記載がないようだが、この取り扱いは如何。 ①－６：「外務省情報ネットワーク・LAN システムの更改に係るシステムプラットフォーム」の購入 ○ 本案件は最初の入札で三回の入札を行い不調になっているが、理由如何。 ○ 三回目の入札が不調であったのは締め切り時刻に間に合わなかったためであり、改めて行った入札の落札者は、当初３回目の入札で辞退した業者と理解しているが、辞退理由は入札時刻までに入札金額を社内決定出来なかったという理由であり、他の理由で辞退したわけではないと理解してよいのか。 ①－７：「外務省情報ネットワーク・LANシステムの更改に係るシステムソフトウェア（Microsoft365E5）ほか」の購入 ○ Microsoft365E5は大学でも配布されているプランであり、どの事業者でも履行可能と考えるが、二者応札となった理由如何。 ○ 関連する調達案件の契約期間の終了日が揃っていないが、揃える必要はないのか。如何なるポリシーで契約期間を設定しているのか。 ○ ライセンス月額料というのはユーザーの人数で決まるのか。今後、外務省員の増減によって金額は変動するのか。 ○ 例えば人数が減った場合はライセンス料が減るのか。もしくは外務省員が増えればライセンス料も増えるのか。 ○ 今後増員で追加予算の確保が必要となる場合、現行契約金額の一人当たり単価で積み増すのか。それとも、別途交渉となるのか。 ○ それは本契約事業者との間で相互理解によるものか。	● 三者契約では、事前に応札予定事業者から「第三者をして物品の貸し付けを行えることの証明」資料を提出させ、同資料を確認した後で契約締結の流れとなるところ、本調達においては同資料の提出要求を失念していたが、その後契約履行にあたっては支障が生じていない。 今後実施する同様の調達案件では、同資料の提出要求を徹底する所存。 ● 入札には三者が参加し、そのうち二者については、一回目の入札後に辞退した。他の一者については、二回目の入札に参加したものの予定価格の範囲外であった。三回目の入札を行った際には、入札時刻までに入札金額決定の社内手続を完了することができずに辞退という結果になった。 ● 然り。 ● 本調達では、参考銘柄の記載等により、できるだけ広く調達に応じることができるよう工夫をした。入札にあたっては外部マネジメント会社及び外務省PMOのアドバイスを受け、問題なく手続きを進められたと認識しているが、結果として二者の応札となった。 ● 現行LANシステムが稼働した状況で次期LANシステムへ段階的に移行する必要があるため、契約期間の終了日にずれが生じる。例えば在外公館では、一斉にシステムを更改できず順次切り替えるため、現行システムが稼働している間に、次期システムも並行稼働する。このような事情から、契約期間の終了日を一律に揃えることは困難である。 ● 過去の実績を踏まえて利用者数を予測し、調達計画を立てている。 ● 過去の増減実績を基に調達数を算出しているが、増員が見込まれる場合は、上乘せ分を単年度で予算要求していく必要がある。なお、過去に減少した事例はなく、今回の契約は最低必要数に予備を加えたものである。 ● Microsoft製品であるため為替変動の影響を受けるが、為替差額分のみを反映する形で調整をしている。 ● 本契約事業者との取り決めではなく、外務省とMicrosoftとの間で協議している。

委員	外務省
○ 追加購入の際は別事業者を通じての購入はあり得るのか。それとも、同一事業者に限られるのか。 ④－３：「『日豪草の根交流計画（第二次）』に係る事業」業務委嘱 ○ 本プログラムを通じ、如何なる交流や相互理解が生まれるのか。 ○ 本取り組みは非常に意義があると思料するが、参加人数が限られている中で、その理解をどのように広げていくのか。 ○ オーストラリア以外の国とも実施しているのか。 ○ 当初は広島を想定していたが、参加者の希望により長崎へ変更したとのことだが、理由如何。 ○ 単純に数字のみを捉えると、やや高額とを感じる。サービスの質を落とさずに価格を抑える対応はできなかったのか。 ○ 物価高騰によりやむを得ないところもあるが、引き続きコストの見直しに努めていただきたい。 ⑥－１１：「中国における遺棄化学兵器に関する現地調査支援」業務委嘱 ○ 本案件は専門家による調査ということであるが、専門家の国籍はどこで、人数はどの程度か。また、本契約書には履行期限の条項及び不履行の場合の法的結果に関する条項がないように見受けられるが、如何か。さらに、契約準拠法は日本法か中国法かそれ以外で規律されるのか、ご説明いただきたい。 ○ 日本法が準拠法である旨、明記されていたか。日本法であればそのように明記すべきと考えるが、如何か。	● 別事業者もあり得る。外務省のアカウントの番号を用いれば、いずれの事業者からでも同一条件で購入可能であり、当該アカウントを用いた調達となる。 ● 参加者は約一週間訪日し、長崎等地方で被爆の実相を経験していただき、日本が戦後平和国家として歩みを進めていることを紹介しつつ、日豪の文化的な交流を通じ対日理解の促進に資する内容としている。 ● 参加者は毎年3名で、POW（戦争捕虜）の子孫の方々である。可能な限りインパクトを大きくするためにSNSでの発信を行っており、一昨年はNHKの取材も入った。また、RSL（全豪退役軍人会）のウェブサイトでも、本プログラムへの参加について積極的に発信いただいている。 ● 然り。オランダ等とも実施している。 ● 参加者のご家族に長崎の収容所にゆかりのある方がいたためである。入札時点では参加者が未定であったが、契約のタイミングで判明し変更となった。 ● 昨今の航空運賃や宿泊費の高騰がある中で、高齢の方でもエコノミーで来ていただく等経費削減に努め、かつ、日豪の草の根交流に資する目的上ベストな日程を組んでいる。 ● 承知した。 ● 本案件は遺棄化学兵器という特殊性から、中国側の専門家による調査となる。日本側も委託業者の専門家が同行し、人数は事業ごとに異なるが、20～30名程である。契約期間については契約書第2条に記載しており、期間は3月31日までで、事業実施時期は事前に中国側と確認したうえで契約を締結している。これまでに契約不履行は発生していない。準拠法については、日本法に基づいて契約している。 ● ご意見承った。今後、検討させていただく。

委員	外務省
○ 本案件はいつから始まり、現時点で終了の目途は立っているのか。また、要する費用の経年変化についてご説明いただきたい。 ○ 事業開始以来３０年程経過しているが、終了の目途が立たないということか。現地調査をしていれば、終了目途も立ちそうであるが如何。 ○ 本案件は年ごとに調査箇所が決まっているプロジェクトではなく、工事で掘り当てたものがあるとその都度調査しているのか。そうであれば事業は終了しないということか。 ○ 経費について細かくチェックしているとのことだが、実績報告は確認しているか。 ○ 本年３月に終了した事業の報告書はいつ提出されるのか。遅延なく提出されるのか。	● 本案件は中国側の要請を受け、日本側が現地調査団を初めて派遣したのは１９９７年である。終了の時期について具体的に回答することは困難だが、化学兵器禁止条約上の義務を早期に履行すべく、日本政府として外務省、内閣府、関係機関が連携して事業を進めている。予算の経年変化については、案件ごとに費用が変動するが、中国側と見積段階で前例との比較を行い、不要な費用が計上されていないかを細かく確認している。 ● 本案件は中国側が建物の建設や道路の整備等を行う際に、偶発的に遺棄化学兵器の可能性があるものを掘り当てた場合に、日本側へ現地調査を依頼してくるものである。したがって、具体的な事業終了時期を申し上げることは困難である。 ● 然り。中国側から通報に基づき計画を立てるため、事業終了時期について明確に示すことができない。旧満州国地域を含む中国東北地方を中心に遺棄化学兵器の可能性のある砲弾が存在しており、中国側が工事や発掘作業を進める中で旧日本軍の遺棄化学兵器と疑われるものがあれば、その都度通報がある。日中関係や国内の経済状況が厳しい中で本件事業に対し疑問の声があることは承知しているが、日本としては条約上の義務を誠実に履行するとともに、戦後平和国家として過去の歴史について反省し歩んでいくということを対外的に行動で示していくという観点がある。また、日中関係の悪化を緩和する材料の一つであると思料する。 ● 然り。事業終了後に中国側から費用について連絡を受け、現場に赴いた担当者も交えて確認している。 ● ３月に終了した事業であれば、当該年度内に提出される。中国側が年度をまたいで提出することはない。
⑥－２２：「諸外国の土地等の取得・利用に係る法制度等に関する調査」業務委嘱 ○ 本案件は随意契約であるが、「本サービスの提供が可能な事業者は本契約事業者以外にない他に競争を許さない」という随意契約理由は疑問である。主要国のみであれば、他の事業者でも調査は可能であると考えるが、如何か。	● 今回の調査は、国際法的な側面に加え、調査対象国９か国の国内法の様々なレベルで定められる法律やその国の法体制の把握が必要であった。さらに、税制等に関する専門的な知見が求められ、公開情報の収集のみならず、対象国の行政機関等へのヒアリングも必要であった。本契約事業者は、外国人分野における高い専門性を有し、「外国人による土地取得等のルール在り方検討会」（外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣の下に設置）に委員を派遣し、政府の議論に関与し貢献した実績がある。加えて、国内事業者の中で最多の海外拠点と現地ネットワークを有しており、当省が求める高い水準での調査を実施可能な唯一の事業者と判断し、随意契約を行った。

委員	外務省
○ 本契約事業者は幅広く海外展開をしており適任とも考えられるが、同様に海外展開している事業者や、現地事業者と提携して対応可能な事業者も他にある。本契約事業者以外に同様のネットワークを持つ事業者の有無を確認したのか。 ○ 本案件は国内の知見よりも海外の調査が中心であり、本契約事業者が委員を派遣している実績と海外調査能力は直結しないと考える。急を要する案件で大手の事業者でないと難しいであろうが、大手が他にもある中で、本契約事業者のみが履行可能と判断した決め手は委員の派遣実績なのか。 ○ 急を要した事情が大きいと思料するが、他の事業者も知見を有しているはずなので、今後は対外的に理解を得られる説明をお願いしたい。 ○ 見積書は金額のみの記載だが、内訳は別途入手しているのか。 ○ 一者随意契約で、見積の内訳がないのは疑義を生じうるため、積算根拠のある見積書入手すべきと考えるが如何か。	● 本契約事業者以外を選択肢として排除していたわけではなく、目的達成に資する候補事業者の検討は行ってきた。本契約事業者の高い専門性によるところもあるが、本契約は2月25日に締結し、政府の対応策を今夏までに取り纏める必要があることから、取り纏めに要する時間を考慮し年度末を期限として契約締結をした。調査実施から報告書提出まで1か月強という短い期間内に、例えば各国の国際的なトレンドに合っているか、国際社会で一般的にその国で取り入れる理解と整合性を把握した上で対応策にまとめられるかといった観点も考慮の上、政府検討会への委員派遣実績やこれまでの蓄積した知見を有する本契約事業者が最も適切と判断した。 ● 然り。国内の議論についての確に把握していることに加えて、独自のネットワークを通じて諸外国の土地法制や政府・自治体の法制度に関する知見を有していることが、今回の目的に適した調査を履行可能な唯一の事業者であると判断した。 ● ご指摘の点、承知した。 ● 受領しているのは当該見積書のみである。 ● 見積額は弁護士報酬額であり内訳は示されていないが、仕様書の内容に沿って、アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、カナダ、オーストラリア、韓国、シンガポール、中国の9カ国について、各国が締結済みの国際約束における土地等取得・利用規制に関する留保の内容や、各国における外国人による土地等の取得・利用に係る規制に関する多量かつ詳細な調査を、限られた期間内で実施するために必要な費用として見積もられたものであると認識している。ご指摘の点については、今後改善を検討していく。
⑥ー2：「領事業務情報システム（在外経理システムとの連携機能改修）」業務委嘱 ○ 本契約は令和7年度分で、引き続き令和8年度も作業を行うとのことだが、随意契約で同事業者に依頼せざるを得ないのか。相手が決まっているならば、金額や条件の交渉の余地はないのか。 ○ 随意契約理由の「他に競争を許さないため」とは、本契約事業者がシステム開発を担っていることから、今回の改修も同事業者のみが履行可能とのことだが、これはベンダーロックインではないか。	● 然り。本件業務を履行できるのは本システムの開発・運用事業者のみであるが、見積内容を精査し、価格交渉に努めている。 ● 本システム開発の調達の際には一般競争入札（総合評価落札方式）を実施したが、開発された当該システムは一点ものであることから、運用期間が終了するまでは改修等は同事業者が行わざるを得ない。

委員	外務省
⑥－９：「領事業務情報システム（オープンLAN更改に伴う個別システムにおける移行作業）」業務委嘱 ○ これまでのグループポリシー制御からIntuneポリシー制御へ変更するとのことだが、その技術的な意味をご説明いただきたい。また、これはMicrosoftの製品か。 ○ 本契約事業者のみが履行可能であるのか。 ○ 省内LANシステムの更改がベースにあり、領事局は合わせる必要があるということか。 ○ システムを構築するとその後毎年のように改修があるため、事業者にとって改修は利幅の大きな仕事になっているのではないか。システム構築の際は、最初からある程度改修のタイミングを予測しているのか。それとも、他のシステムに合わせ成り行きで改修しているのか。システム管理の観点からの整理をご説明いただきたい。 ○ 今回の件が判明したきっかけ如何。 ○ 領事業務システムとしては受動的であるが、事前に報告を受けているため非効率な作業にはならないという理解でよいか。 ○ その仕組みが機能していることは、臨機応変な対応を行う上で重要だという理解でよいか。	● 城に例えると、グループポリシーは外周の城壁で守るが、Intuneポリシーは城内に多数の警備兵を配置し疑わしい情報があれば各個撃破するという、セキュリティ方式の変更である。また、当該サービスはMicrosoftの製品である。 ● 元々グループポリシーを適用したのは外務省情報ネットワークLANシステム側であるが、今般LANシステム側からIntuneポリシーに変更するという連絡があったため、領事業務情報システム側で使っている端末で、Intuneポリシーの適用が可能であることを確認するための改修である。 ● 然り。 ● 臨機応変に改修をせざるを得ない事案も発生するため、設計段階では予測できない。例えば、領事業務情報システムで今後オンライン申請を導入するという計画があれば、当初から検討して仕様や要件に入れて将来の改修がある程度見込めるが、政策や法律に変更がある場合には業務フローの見直しが必要になり、改修が発生する。 ● LANシステム側からLANを使用している各システムに、事前に次期システムでセキュリティや新しい技術を導入することを検討している旨の相談があり、各システム側でその検証を始めることとなった。 ● 然り。大規模な改修が見込まれる場合は予算要求が必要となるため、事前に関連するシステム側に対して、来年度の予算要求を検討するよう周知される。 ● 然り。
⑥－１１：「在ブラジル日本国大使館事務所・公邸増改築計画に係る設計」業務委嘱 ○ 本案件はプロポーザル方式による調達とのことだが、参加表明書が選定の決め手になるのか。一般的なプロポーザル方式の審査について説明いただきたい。 ○ プロポーザル審査は、口頭でのプレゼンテーションを行う形式か。 ○ プレゼンテーションの評価では甲乙つけがたい状況だったが、参加表明書による評価では、1位の事業者が他の事業者よりも優れていたという理解でよいか。	● 一般的にプロポーザル審査（企画競争）では、参加表明書等審査は提出書類に基づく基礎点の評価で、実績等を確認するものであり、技術提案の発表で優劣がつくことが多い。今回は各事業者の技術力が近接しており、プロポーザルの内容も高水準であったため、点差がつかず、結果として、在外公館施設を含む海外での実績が豊富な本契約事業者が契約相手となった。 ● 書類審査とプレゼンテーションの審査を組み合わせ総合的に評価している。 ● 然り。

委員	外務省
○ 履行期間は１月５日から３月３１日までだが、設計業務としてその期間で足りるのか。通常と比較し期間が短いということはあるか。また、本契約金額は全体の金額なのか。 ○ 受注者は設計業務の実施にあたり、現地設計会社との下請け契約のうえで、現地設計会社との設計調整、さらに施設の原設計者との設計調整も見込まれるとのことだが、現地設計会社は必要なのか。 ○ 現地設計会社は本プロポーザルの優先交渉権者が追って選定することとし、プロポーザルの時点で必ずしも体制に組み込む必要はないと記載があるが、必須であるならばそこも含めてプロポーザルの内容とすべきではないか。外している理由をご説明いただきたい。 ○ 提案書には具体的な現地設計会社の名前を記載しなくても、対応中または調整中といった記載は求めているのか。	● 設計業務は当初は来年の９月までの契約であったが契約締結後に変更があり来年１２月までの三カ年度で実施を予定している。本契約はそのうち初年度分である。契約事業者決定後、まず三カ年度分の総額について予定価格と見積書の比較を行い、予定価格の範囲内であることを確認したうえで、初年度分の契約金額を決定している。 ● 日本国内の図面は比較的シンプルだが、ブラジルでは設計会社が詳細図面を事前に作成してから工事を行う。日本の設計者は詳細図面を作成することに慣れていないため、工事の図面を作成する段階で現地の設計者を入れることを想定して、ペアを組んで参加いただく調達にしている。 ● ブラジルは建築基準法等が日本と大きく異なるため、現地設計会社との協力を前提とし、事前に候補の当たりをつけていただくことを求めている。現地の契約形態などが日本と異なり、説明しても理解を得るのが難しい場合もあるため、プロポーザルの時点で体制へ組み込むことまでは求めていない。 ● 然り。